

第2 法定相続情報証明 ～相続手続きが簡単に！！～

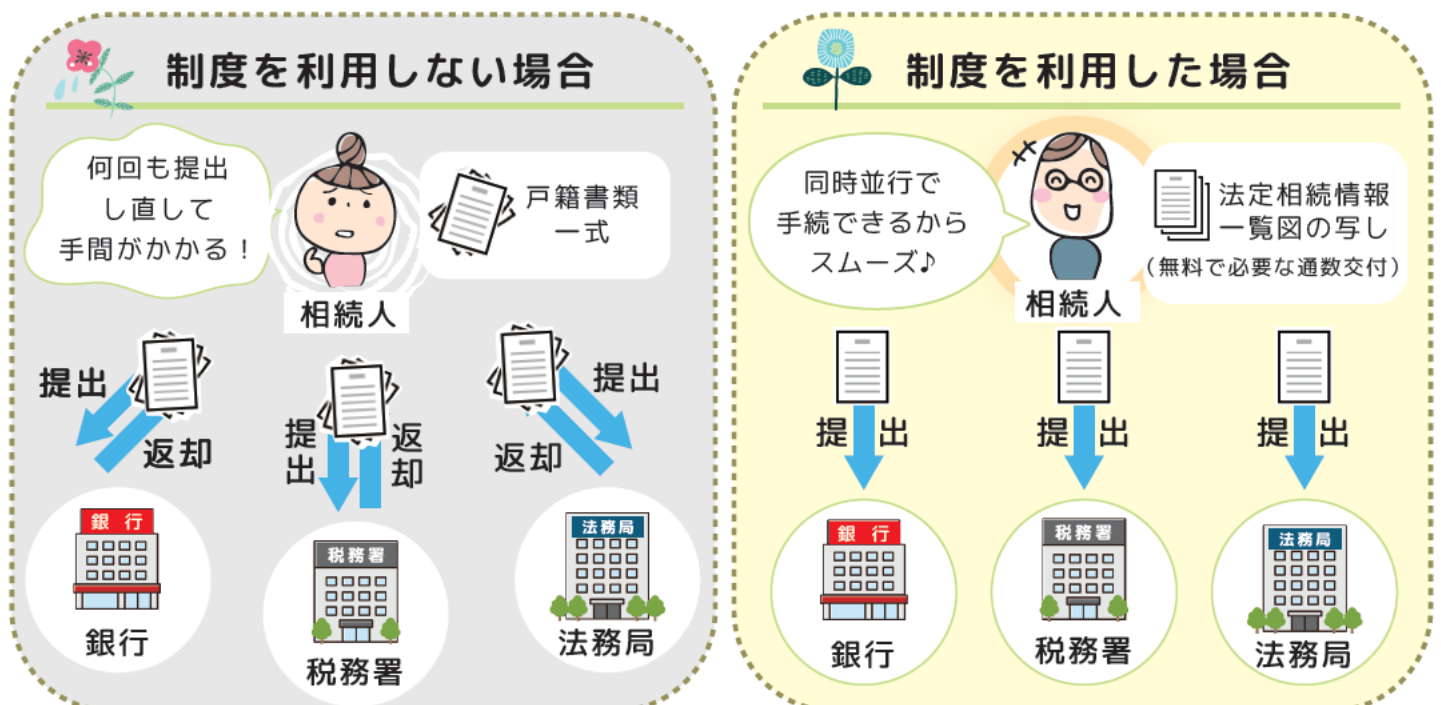


法定相続情報証明制度とは？

法定相続情報証明制度とは、相続人が**法務局（登記所）**に戸除籍謄本等の必要書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを一覧にして証明する制度です。

制度の利用で相続手続きが簡単に！

法定相続情報一覧図の写しは、**必要な通数の交付を受けることができる**ため、各種相続手続きをするに当たって、従来のように、戸除籍謄本等の束を繰り返して提出することなく、**複数の提出先に同時並行で**手続きすることが可能です。



制度の利用範囲について

- 預貯金の払戻し
- 相続税の申告
- 相続登記
- 各種名義変更
- 遺族年金、未支給年金、死亡一時金等の請求 など



無料で利用できます！法定相続情報証明制度



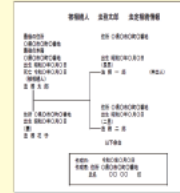
相続人



法務局



登記官



法定相続情報一覧図 (記載例)

相続人が法務局に、以下の必要書類を申出書に添付して申出します。
登記官が内容を確認後、法定相続情報一覧図（法定相続人が誰であるのかを一覧にしたもの）に認証文を付した写しを**無料**で必要通数交付します。

法定相続情報一覧図の保管期間中（5年間）は、**再交付を受けることができます。**

	必要書類	取得先
被相続人の	出生から亡くなるまでの戸除籍謄本（戸除籍記録事項証明書）	被相続人の本籍地の市区町村役場
	住民票の除票の写し	被相続人の最後の住所地の市区町村役場
相続人全員の	現在の戸籍謄抄本（戸籍記録事項証明書）	各相続人の本籍地の市区町村役場
申出人の	氏名・住所を確認することができる公的書類	—
	法定相続情報一覧図（右図）	—

被相続人 法務太郎 法定相続情報

最後の住所
○県○市○町○番地
最後の本籍
○県○市○町○番地
出生 昭和○年○月○日
死亡 令和○年○月○日
(被相続人)
法務太郎

住所 ○県○市○町○番地
出生 昭和○年○月○日
(長男)
法務一郎 (申出人)

住所 ○県○市○町○番地
出生 昭和○年○月○日
(二男)
法務二郎

以下余白

作成日： 令和○年○月○日
作成者：住所 ○県○市○町○番地
氏名 ○○ ○○ 印

法定相続情報一覧図（記載例）

※別途必要書類がある場合があります。

申出などでご不明の点は、お近くの司法書士へご相談ください！



司法書士を
紹介してもらいたい



お近くの司法書士を
自分で探したい

